

公益財団法人日本対がん協会 情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、一般法人法という)ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、認定法という)の規定に則り、公益財団法人日本対がん協会(以下、協会という)がその活動状況や財務資料等を積極的に公開し、公正で開かれた活動を推進するための情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(協会の責務)

第 2 条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 この規程によって公開される資料を閲覧または謄写(法令において謄写が認められている場合および協会がとくに認めた場合)する者は、これによって得た情報を制度の趣旨に反して本来の目的以外に利用してはならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 協会は情報公開の対象資料に応じて、公告、公表、閲覧用資料の事務所備え置き、ならびにインターネットのホームページに掲載する等の方法によって、必要な資料を公開する。

(公告)

第 5 条 協会は、貸借対照表その他法令に定められた文書の公告を行なう。

2 前項の公告は、定款第 51 条の方法による。

(公表)

第 6 条 協会は法令の規定に従い、理事、監事、評議員の報酬等の支給の基準について公表する。

2 前項の公表については「役員および評議員の報酬等と費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(事務所備え置きによる公開)

第 7 条 協会は法令の規定に従い、閲覧用資料を事務所に備え置き、正当な理由を有する申請者に対し、その閲覧ないしは一部の謄写を認めるものとする。

第 8 条 前条の事務所備え置きの公開対象資料は別表 1 および別表 2 に掲げるものとし、次条の閲覧場所に常時備え置く。

2 別表 1、別表 2 のうちで保存期間を表示しているものについてはその期間の間、期間

を表示していないものについては、最新の資料を公開する。

(閲覧場所、時間)

第9条 協会の事務所備え置き公開対象資料の閲覧場所は、主たる事務所および従たる事務所の情報公開担当部門とする。

2 閲覧は当該事務所の休日以外の日とし、原則として午前10時から午後5時までとする。ただし、協会は正当な理由がある場合、別の閲覧場所と日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第10条 協会の情報公開に関する事務は、事務局長が統括管理する。事務局長は必要な場合に情報公開事務担当者を指名し、事務の一部を分担させることができる。

(閲覧の申請手続)

第11条 協会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、事務局長に提出する。

2 事務局長（または情報公開事務担当者）は、前項の閲覧申請書を受理したときは閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載する。

3 閲覧者から資料について説明を求められたときは、事務局長または事務局長が指名した者が説明し、その要旨を質疑応答記録簿（第3号様式）に記載しておくものとする。

4 前項の説明をする者は、協会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めなければならない。

(費用負担)

第12条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし謄写を認める資料を協会の機器を使用して複写する場合は、協会は実費を請求できる。代金、その他必要な事項は理事長が別に定める。

(インターネットによる情報公開)

第13条 協会は、第5条から第8条の規定によるほか、インターネットのホームページ等を活用し、広く一般の人々に対する情報公開に努めるものとする。インターネットで公表する情報の種類、方法などについては理事長が別に定める。

(改定)

第14条 この規程の改定は、理事会の決議によって行なう。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、公益財団法人日本対がん協会の設立登記の日から施行する。

2. 従来の財団法人日本対がん協会情報公開規程（平成14年1月1日施行）は廃止する。

別表 1. だれでも閲覧できる事務所備え置き資料

《注》①閲覧場所の「主」は主たる事務所、「従」は従たる事務所（写しをを備え置く）

②「法」は一般法人法、「認」は公益法人認定法、「認規則」は認定法施行規則を指す

公開対象資料	場所・期間	法令の主な規定
定 款	主、従	法 156 条 認 21 条 4 項
損益計算書（正味財産増減計算書）、事業報告、付 属明細書、監査報告書	主（5年） 従（3年）	認21条4項
貸借対照表		法128条（公告）
収支予算、事業計画、資金調達及び設備投資の見込 みを記載した書類	主、従 （当該年度末まで）	認 21 条 1 項・4 項
財産目録	主（5年） 従（3年）	認 21 条 2 項・4 項
役員等の名簿（評議員以外の閲覧者に対しては、住 所を除外してよい）	主、従	同上
役員等に対する報酬等の支給基準	同	認 20 条 2 項、同上
運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関す る数値のうち重要なものを記載した書類	主（5年） 従（3年）	認 21 条 2 項・4 項
特定費用準備資金の算定根拠	同上	認 21 条、認規則 18 条 3 項
特定財産の取得・改良充当資金の明細	同上	認 21 条、認規則 22 条 4 項
寄付等による受入れ財産・資金で寄付者の定め た用途に充てるものの明細	同上	認 21 条、認規則 22 条 5 項

別表 2. 閲覧者を限定できる事務所備え置き資料

資料名	法律により閲覧を認められた人	場所・期間	法律の主な規定
評議員会議事録	評議員、 裁判所の許可を得た債権者	主（10年） 従（5年）	法193条
理事会議事録	同	主（10年）	法97条・197条
評議員会決議省略の同意書面	同	同	法194条
会計帳簿	評議員	同	法121条・199条